

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金 交付制度のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、UIJターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。町内・通勤可能な町外で就職(※)し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して10万円の奨励金を交付する制度です。

(※) 就職とは以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 法人・個人事業所に就職すること
- ② 農林水産業に従事すること
- ③ 自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者(30歳未満) …

卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者

2. UIJターン就職者(40歳未満) …

鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年を経過していない者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者(詳細条件有)

- ① 永住、または3年以上居住する意思を持ち鏡野町に住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
- ② 公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
- ③ 町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ(トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課→新卒者等ふるさと就職奨励金)をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日以後に、必要な書類(交付申請書・定住誓約書・就業証明書・学校を卒業又は退学したことを証明する書類・保険証の写し・その他必要書類等)を提出してください。

お問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 担当: 築山 電話 (0868) 54-2982